

行為許可手続別添付書類リスト

申請様式1のうち様式番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
チェックリスト番号 (次頁以降)	1 3 4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
要許可行為種類 (申請書様式のタイトル)	工作物の新・改・増築	木竹の伐採	高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)	鉱物の掘採(土石の採取)	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	汚水等の排出	広告物の設置等	物の集積(貯蔵)	水面の埋立(干拓)	土地(海底)の形状変更	(木竹以外の)植物の植栽(播種)	動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))	動物の放出(家畜の放牧含む)	工作物等の色彩変更	指定区域内への立入り	車馬(動力船・航空機)の使用(着陸)	木竹の植栽	火入(たき火)	海域公園地区内動物の捕獲(殺傷)(植物の採取(損傷))	海域公園地区内物の係留
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	○		○		○	○	○	○	○	○						○			○
	立面図	○				○	○	○						○						
	断面図	○			○		○	○		○	○									○
	構造図	○					○	○												
	意匠配色図	○						○							○					
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図	○			○						○	○									
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 添付書類は、申請行為の種類によって必要となるものが異なるので注意が必要。

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 1)

工作物の新築・改築・増築(建築物等の立体的な工作物の場合)

申請書様式第1(1)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・敷地内における建築物等の配置図(敷地を明示) ・建築物の階層(フロア)別平面図 ・求積図(審査指針の確認に必要な場合に限る)	
	立面図	・建築物等の全ての外観を示す立面図(彩色すれば意匠配色図として兼用可)	
	断面図	・建築物等の断面図(建物の規模に応じて複数)(最低地盤からの最高高さを記した図面)	
	構造図	・建築物本体については、その矩形図 ・建築物以外の工作物の場合、その構造図	
	意匠配色図	・建築物等の全ての外観の配色を示す図面(立面図に彩色したもの、または彩色パース)	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		・修景・植栽・緑化計画平面図(植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・土地の変更を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

土地を使用する権利を有することを証する書類(土地の登記簿、借地契約書の写等)を添付すること。

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 2)

工作物の新築・改築・増築(車道、駐車場等の平面的な工作物の場合)

申請書様式第1(1)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・敷地内における工作物の配置図(敷地を明示) ・道路の場合は、測量中心線を明記した平面図	
	立面図	・橋梁、長大擁壁等の構造物にかかる立面図(小規模な擁壁等については不要)	
	断面図	・縦断面図(必要に応じ複数の測線を使用する) ・横断面図(測点毎に必要)	
	構造図	・標準横断面図(舗装等の状況の分かるもの) ・付帯工作物については、その構造図	
	意匠配色図	・カラー舗装の場合は、その配色の分かる図面(通常のアスファルト・コンクリート舗装であれば不要) ・付帯工作物については、外観の配色を示す図面	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		・修景・植栽・緑化計画平面図(植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・土地の変更を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

土地を使用する権利を有することを証する書類(土地の登記簿、借地契約書の写等)を添付すること。

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 3)

工作物の新築・改築・増築(電柱、鉄塔の場合)

申請書様式第1(1)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真(特に稜線との関係が分かるもの)	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・敷地内における工作物の配置図(複数の場合は、これらの位置関係を明記)	
	立面図	・電柱、鉄塔等の全ての外観を示す立面図(電柱の場合は、1方向のみでも可)	
	断面図	・鉄塔等を縦方向に切った場合の図面 ・電柱の場合は不要(立面図で足りるものとする)	
	構造図	・鉄塔等の構造が明らかになる図面 ・電柱の場合は不要(立面図で足りるものとする)	
	意匠配色図	・電柱、鉄塔等について配色した立面図(電柱の場合は、1方向のみでも可)	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		・修景・植栽・緑化計画平面図(植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

土地を使用する権利を有することを証する書類(土地の登記簿、借地契約書の写等)を添付すること。

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 4)

工作物の新築・改築・増築(ダム、堰堤等の場合)

申請書様式第1(1)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・工作物の水平投影図 ・水位水量の増減を伴う場合、その範囲図	
	立面図	・上流側、下流側からみた外観が分かる立面図	
	断面図	・測点別の断面図	
	構造図	・配筋、石積等の構造が分かる図面	
	意匠配色図	・上流側、下流側からみた外観の配色が分かる立面図	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		・修景・植栽・緑化計画平面図 (植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 5)

木竹の伐採

申請書様式第1(2)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採の範囲が小規模な場合は、行為地を明らかにした1/1,000以下程度の概況図 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可) 	

土地を使用する権利を有することを証する書類(土地の登記簿、借地契約書の写等)を添付すること。

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 6)

高山植物等(木竹、木竹以外の植物、落葉又は落枝)の採取(損傷)

申請書様式第1(3)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
その他、行為の施行方法の表示 に必要な図面	・採取又は損傷のために、工作物の設置等を伴う場合は、その必要書類(No.1～No.4参照)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 7)

鉱物の掘採(土石の採取)

申請書様式第1(4)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・地形図上に施工範囲・測量中心線を記した図面(ボーリングの場合、地形図上に施行位置を明示)	
	断面図	・測量中心線毎の縦断面図、測点毎の横断面図(申請内容が全体計画の一部の場合は、その両者の区別が分かるように表示する) ・ボーリングの場合は、その掘削抗の断面図	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		・修景・植栽・緑化計画平面図(植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可) ・採取した土石を残土として公園内の他の場所に処分する場合、その必要書類(No.13参照)	

土地を使用する権利を有することを証する書類(土地の登記簿、借地契約書の写等)を添付すること。

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 8)

水位(水量)に増減を及ぼさせる行為

申請書様式第1(5)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	<ul style="list-style-type: none"> ・水位(水量)の及ぶ範囲を明示できる図面 ・水位(水量)に増減を及ぼさせるための施設がある場合はその概要を示す図面 ・水位(水量)に増減を及ぼさせるための施設を新たに設ける場合は、その必要書類(No.1～No.4参照) 	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 9)

汚水等の排出

申請書様式第1(6)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・排水処理の全体計画図(配管経路図等) ・申請にかかる排水施設の詳細な平面図	
	立面図	・浄化槽等立体構造物については全ての立面図(排水管等線的施設については省略可)	
	断面図	・申請にかかる排水施設の断面図 〔浄化槽等については縦断面図、横断面図 排水管については断面図(径の分かるもの)〕	
	構造図	・申請にかかる排水施設の構造図 〔浄化槽等については、矩形図 排水管については不要。集水桝等は構造図〕	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木的位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可)	

※ 浄化槽等を新設して汚水を排水する場合には、「工作物の新築」手続きが必要になる場合もある。

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 10)

広告物の設置等

申請書様式第1(7)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・広告物の設置箇所が特定できる図面	
	立面図	・広告物(表示面)の詳細図 ・看板、標識などの独立した工作物として設置する場合、その全て外観を示す立面図 ・既存の工作物に広告物を掲出する場合、既存の工作物全体における広告物の設置個所が分かるような立面図	
	断面図	・立体的な広告物施設については、断面図(柱状、平板状の施設の場合は省略可)	
	構造図	・構造上、独立している広告物施設の場合、その規模、構造、基礎部分が分かるような図面 ・既存の工作物に掲出されている広告物施設の場合、その広告物本体の構造が分かるような図面	
	意匠配色図	・広告物(表示面)の詳細図に彩色したもの ・独立して設置された広告物施設の場合、表示面を含めた全ての外観の配色を示す図面	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		・修景・植栽・緑化計画平面図(植物名の明示、緑化工法の具体的表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・土地の改変を伴う場合(公園内での残土処分の場合を含む)、その必要書類(No.13参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等	

土地を使用する権利を有することを証する書類(土地の登記簿、借地契約書の写等)を添付すること。

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 11)

物の集積(貯蔵)

申請書様式第1(8)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真。 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・物を集積する敷地の全体と集積する範囲が特定できる図面	
	立面図	・集積後の物の全ての外観を示す図面	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		<ul style="list-style-type: none"> ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可) ・物の集積のため、車馬の乗り入れ等を伴う場合は、その必要な書類(No.19参照) 	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 12)

水面の埋立(干拓)

申請書様式第1(9)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・地形図上に施工範囲・測量中心線を記した図面(護岸等の構造物がある場合は、その旨明記)	
	断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・測量中心線毎の縦断図、測点毎の横断図 ・護岸等の構造物がある場合、その標準横断図 	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		<ul style="list-style-type: none"> ・修景・植栽・緑化計画平面図(植物名の明示、緑化工法を具体的に表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造物等 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		<ul style="list-style-type: none"> ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo. 3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可) ・汚濁防止の措置を講じる場合は、範囲、規模、構造等の工法を具体的に示す図面 	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 13)

土地(海底)の形状変更

申請書様式第1(10)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	・地形図上の施工範囲・測量中心線を記した図面(擁壁等の構造物がある場合は、その旨明記)	
	断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・測量中心線毎の縦断図、測点毎の横断図 ・擁壁等の構造物がある場合、その標準横断図 	
植栽その他修景の方法を明らかにした千分の一以上の修景図		<ul style="list-style-type: none"> ・修景・植栽・緑化計画平面図(植物名の明示、緑化工法を具体的に表示) ・修景に工作物を使用する場合、その構造図等 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		<ul style="list-style-type: none"> ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可) ・土石の転落防止等の措置を講じる際は、範囲、規模、構造等の工法を具体的に示す図面 	

土地を使用する権利を有することを証する書類(土地の登記簿、借地契約書の写等)を添付すること。

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 14)

(木竹以外の)植物の植栽(播種)

申請書様式第1(11)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽する範囲を地形図上に明示したもの 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	<ul style="list-style-type: none"> ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可) 	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 15)

動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))

申請書様式第1(12)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
その他、行為の施行方法の表示 に必要な図面	・捕獲、殺傷、採取又は損傷のために、工作物の設置等を伴う場合は、その必要書類(No.1～No.4参照)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 16)

動物の放出(家畜の放牧を含む)

申請書様式第1(13)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	<ul style="list-style-type: none"> ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可) 	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 17)

工作物の色彩変更

申請書様式第1(14)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	立面図	・工作物の色彩を変更する面の立面図	
	意匠配色図	・色彩を変更した全ての外観の配色を示す図面	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 18)

指定区域内への立入り

申請書様式第1(15)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図	・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図	・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	指定区域内への立ち入りのために、工作物の設置等を伴う場合は、その必要書類(No.1～No.4参照)	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 19)

車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)

申請書様式第1(16)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	<ul style="list-style-type: none"> ・車馬の乗り入れや航空機の着陸のため、仮設の工作物の設置等を行う場合は、その必要書類(No.1～4参照) ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 20)

木竹の植栽

申請書様式第1(17)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽する範囲を地形図上に明示したもの 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	<ul style="list-style-type: none"> ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可) 	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 21)

火入(たき火)

申請書様式第1(18)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの) 	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面	<ul style="list-style-type: none"> ・支障木の伐採を伴う場合は、伐採の範囲、支障木の位置・種類、移植する場合の移植先等を記した平面図等 ・仮設の道路、索道等の設置を伴う場合は、その必要書類(No.2又はNo.3参照) ・仮設工作物として作業員の宿泊所を作る場合はその配置図、平面図、立面図、意匠配色図等 ・その他の仮設工作物を設ける場合は、その配置図(千分の一以上の平面図上に記載可) 	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 22)

海域公園地区内動物の捕獲(殺傷)(植物の採取(損傷))

申請書様式第1(19)

添付書類の種類	必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした 二万五千分の一以上の地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。) 	
その他、行為の施行方法の表示 に必要な図面	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲、殺傷、採取又は損傷のために、工作物の設置を伴う場合は、その必要書類(No.1～No.4参照) 	

行為許可申請書添付書類チェックリスト(No. 23)

海域公園地区内物の係留

申請書様式第1(20)

添付書類の種類		必要とされる添付書類の内訳	チェック
行為の場所を明らかにした二万五千分の一以上の地形図		・1/25,000～1/10,000程度の地形図に行為地を明確に記した図面(市町村の管内図でも可。但し、地形図としての情報が不可欠。)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした五千分の一以上の概況図		・1/5,000～1/1,000程度の地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。(見取図でも良いが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設等との位置関係が明らかにできるもの)	
行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真		<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の全体が見渡せる写真 ・行為地の状況(林相、現況施設等)が分かる写真 ・主要な公園利用地点からの見え方が分かる写真 	
行為の施行方法を明らかにした千分の一以上の	平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・海域公園地区内のうち係留する場所を特定できる平面図 ・係留する工作物(船舶等)の平面図 	
	立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・係留する工作物(船舶等)の全ての外観を示す図面 	
	断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・係留する工作物(船舶等)の断面図 	
その他、行為の施行方法の表示に必要な図面		<ul style="list-style-type: none"> ・係留(アンカリング)に伴って海域公園地区内の指定動植物等を殺傷(損傷)するおそれがあるときは、その影響範囲を特定できる図面 	